

## 市第97号議案

## 道路附属物自動車駐車場の指定管理者の指定

次のように道路附属物自動車駐車場の指定管理者を指定する。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市ポートサイド地下駐車場、横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場、横浜市日本大通り地下駐車場、横浜市馬車道地下駐車場、横浜市福富町西公園地下駐車場及び横浜市山下町地下駐車場	東京都千代田区 神田神保町2丁目4番地	日本パーキング株式会社 代表取締役 岡本 政彦 社 長	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 提 案 理 由

横浜市ポートサイド地下駐車場等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**地 方 自 治 法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）